

宮崎市地元とつながる人材育成支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が本格的な人口減少社会を迎えるにあたり、若い世代の市外への人口流出に歯止めをかけるため、市内の大学や短期大学（以下「大学等」という。）をはじめ、地元の企業団体や事業組合（以下「企業団体等」という。）が実施する地域及び企業ニーズに対応した人材育成のほか、地元企業への就業につながる取組に対し交付する宮崎市地元とつながる人材育成支援事業助成金（以下「助成金」という。）について、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 助成金の対象となるのは、大学等又は企業団体等が実施する本市又は本市を中心とした圏域で行う取組で、地域及び企業ニーズに対応した人材の育成のほか、地元企業への就職を促す取組など、市内の大学等又は高等学校で育成した人材が地元に着用することを目的とした取組とする。

(助成対象経費及び助成額)

第3条 助成金の交付の対象となる経費及び助成金の額は、以下のとおりとする。

対象経費	<ul style="list-style-type: none">・ 報償費・ 旅費・ 消耗品費・ 印刷費・ 通信運搬費・ 使用料・ その他、市長が必要と認める経費 (ただし、食糧費や施設整備に係る経費は除く。)
助成金の額	助成金の額は、予算の範囲内とする。

(助成金交付の申請)

第4条 助成金交付の申請は、次に掲げる書類を添えて、助成金交付申請書（様式第1号）を市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他事業内容に関する参考書類

(助成金交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請書が提出された場合において、その内容を審査し、適当であると認め、かつ選考した事業に対し、助成金の交付を決定するとともに、速やかに当該申請者に対し、助成金

交付決定書（様式第2号）により、助成金の額及び交付条件を通知するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 助成金の交付申請をした者が前条の決定通知又はこれに付された条件に不服があるときは、前条の通知書を受領した日から30日以内に申請の取下げをすることができる。

2 申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

（計画の変更）

第7条 助成金の交付の決定を受けた者が、当該決定の経費の配分の変更の承認を受けようとするときは、変更の理由を付し、変更承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 実施計画変更理由書
- (2) 変更後の実施計画書
- (3) 変更後の収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第8条 助成金の交付の決定を受けた者は、助成金に係る事業を終了したときは、終了後30日以内または当該年度3月末日までに助成金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業成果報告書
- (2) 決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（助成金の確定）

第9条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の内容を審査し、実地調査等によってその成果が助成金の交付内容又は付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を決定し、助成金交付確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（助成金の交付）

第10条 助成金は、概算払により交付するものとする。

2 助成金の交付は、助成金請求書（様式第6号）の提出を受けて行う。

（決定の取消し）

第11条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は助成金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月14日伺い定め）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。